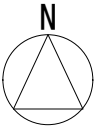


箇 所 図

下北手桜字桜谷地 8 0 番地 2

S=NON

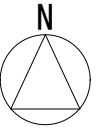


秋田市上下水道局下水道施設課

箇 所 図

上北手猿田字寺村 9 9 番地 2

S=NON

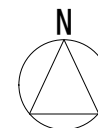


秋田市上下水道局下水道施設課

箇 所 図

雄和新波字新町 1 8 3 番地 3

S=NON

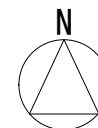


秋田市上下水道局下水道施設課

箇 所 図

雄和碓田字下山田 6 2 番地

S=NON

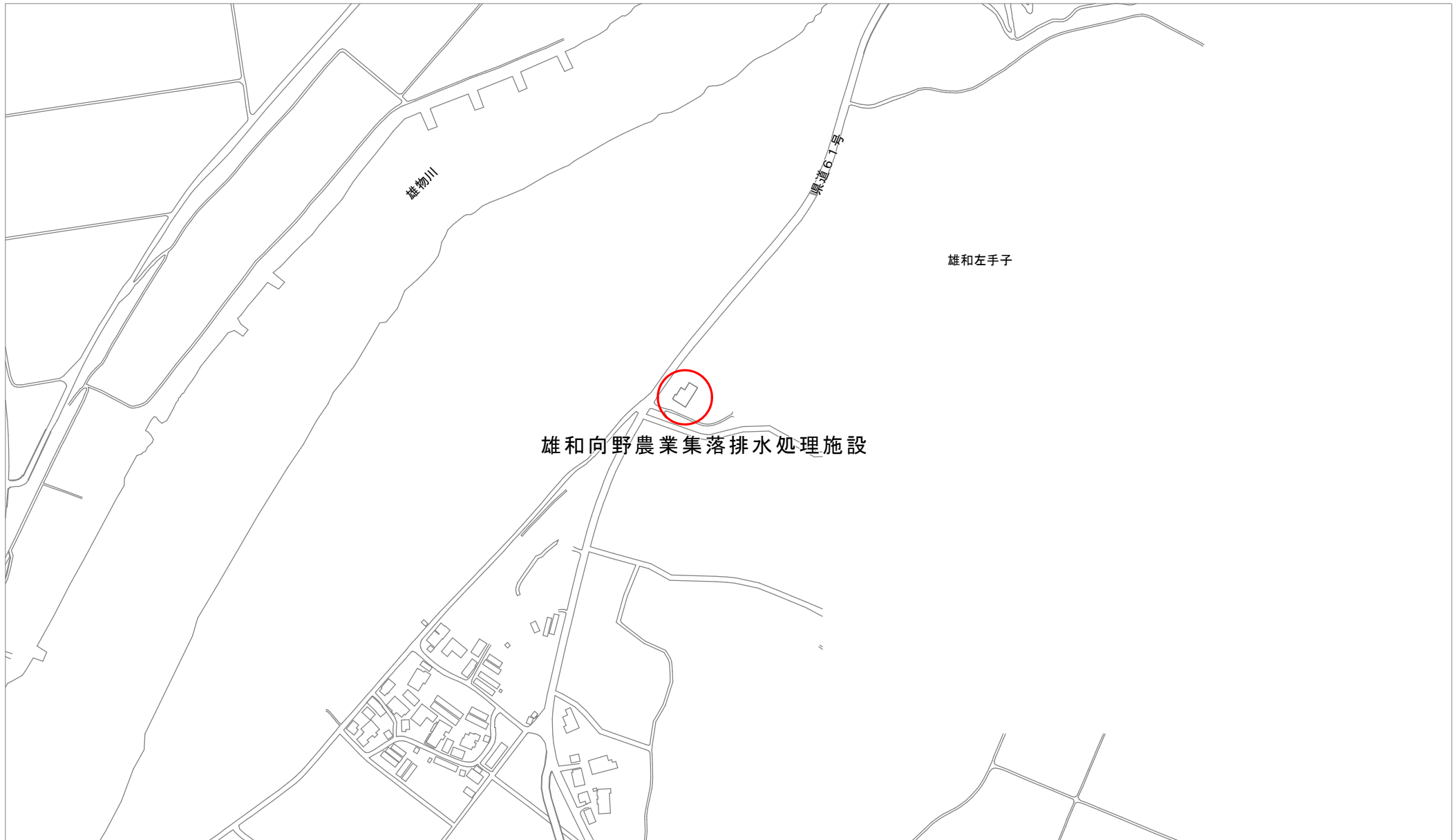
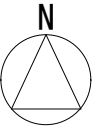


秋田市上下水道局下水道施設課

箇 所 図

雄和左手子字尺野木沢 1 9 5 番地 2

S=NON

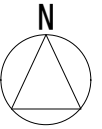


秋田市上下水道局下水道施設課

箇 所 図

雄和平尾鳥字外ノ沢8番地1

S=NON



秋田市上下水道局下水道施設課

業 務 委 託 費 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費								
	農業集落排水 処理施設							
		直接業務費						
			点検業務費	式	1			第1号明細書
		直接業務費計						
		直接経費		式	1			
		技術経費		式	1			
		間接業務費		式	1			
	業務原価							
		諸経費		式	1			
	業務価格							
	消費税等相当 額			式	1			
業務委託費計								

第 1 号 明 細 書

点検業務費

項 目	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
印字記録計		6	台			
電磁流量計		4	台			
投げ込み式水位計 (下北手中央)		1	台			警報設定器・中継ボックス含む
投げ込み式水位計 (雄和種平・流量調整槽)		1	台			
投げ込み式水位計 (雄和種平・流入ポンプ槽)		1	台			
小計						
千円未満切捨て						
計						

下北手中央農業集落排水処理施設ほか
計装設備点検業務委託

業 務 仕 様 書

令和 6 年度

秋田市上下水道局下水道施設課

第1章 総則

1 適用範囲

この仕様書は、秋田市上下水道局（以下「委託者」という。）が発注する下北手中央農業集落排水処理施設ほか計装設備点検業務委託に適用する。

2 業務場所

業務場所は、次のとおり（以下「本処理施設」という。）とする。

下北手桜字桜谷地80番地2（下北手中央農業集落排水処理施設）

上北手猿田字寺村99番地2（上北手東部農業集落排水処理施設）

雄和新波字新町183番地3（雄和新波農業集落排水処理施設）

雄和碓田字下山田62番地（雄和萱ヶ沢農業集落排水処理施設）

雄和左手子字尺野木沢195番地2（雄和向野農業集落排水処理施設）

雄和平尾鳥字外ノ沢8番地1（雄和種平農業集落排水処理施設）

3 一般事項

本仕様書に定めのない事項は、「下水道工事共通仕様書（秋田市上下水道局）」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（（一社）公共建築協会）」、「電気設備工事監理指針（（一社）公共建築協会）」、「農業集落排水施設施工指針 汚水処理施設編（農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会）」、「日本農業集落排水協会型施設機器等標準仕様（案）（社団法人日本農業集落排水協会）」および「浄化槽の構造基準・同解説（一般財団法人 日本建築センター）」で定めるものとし、その他規定にない事項については、監督員と協議を行うこととする。

4 業務目的

この点検業務委託（以下「業務」という。）は、委託者の計装設備の性能維持を図るために、当該機器の点検、整備および調整を行い、あわせて劣化、磨耗等について技術的評価を行うものである。

5 法令等の遵守

受託者は、業務に当たり関係する法令、条例、規則等（以下「関係法令」という。）を遵守すること。また、資格等（資格、検定、認定等）を必要とする作業は、当該資格等を有する者に行わせるものとする。

6 基本事項

この業務は、契約書および本仕様書に基づいて行うこと。また、本仕様書に明示されていない事項であっても、業務の性格上当然必要とされるものについては、これによらず作業を実施するものとする。

7 用語の定義

本仕様書において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「点検」とは、機器の機能および劣化の状態を調べることであり、異常、劣化等があった場合の対応措置判断を含むことをいう。
- (2) 「整備」とは、機器の性能および機能の維持を目的とする消耗部品（材料含む）の取替又は機器の調整、注油、汚れ除去等の軽微な作業をいう。
- (3) 「調整」とは、機器の状態を指定された性能、仕様等に適合するように整えることをいう。
- (4) 「技術的評価」とは、機器の劣化、磨耗等について状況を評価し、機器の機能維持に必要な措置や機器の寿命等を判断することをいう。

8 監督員

監督員は、本仕様書に定めるもののほか、必要に応じ業務の遂行に立会い、受託者に指示等を行うことができる。

9 業務総括責任者

- (1) 委託者は、業務の総括責任者を選任し、その氏名を受託者に通知するものとする。
- (2) 業務総括責任者の職務は、次のとおりとする。
 - ア 現場の最高責任者として、職員の指揮および監督を行うこと。
 - イ 契約書、仕様書その他の関係書類により、業務目的および業務内容を十分に把握および理解して、効率的な業務の履行に努めること。
 - ウ 各種書類の提出等、総括的な業務を行うこと。

10 提出書類

受託者は、指定する期日までに次の書類を監督員にそれぞれ提出すること。ただし、業務内容により監督員が他の書類の提出を求めた場合は、別途提出するものとする。

提出書類一覧表

提出書類	提出期日	部数
業務計画および現場従事者の届出書	保守点検着手前までに	1
点検報告書	完了後、遅滞なく	1
業務写真	完了後、遅滞なく	1
業務完了報告書（指定様式）	完了後、遅滞なく	1
請求書	完了後、遅滞なく	1

11 業務の再委託

- (1) 受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託又は再委任してはならない。
- (2) 受託者は、業務を第三者に再委託又は再委任するときは、速やかに書面により委託者に届け出るものとし、委託者の承諾を得ること。
- (3) 受託者は、再委託又は再委任する者に対して、業務上の留意点および技術的内容の指揮監督を行うこと。
- (4) 受託者は、再委託又は再委任する者に対して、本業務において受託者が負う義務と同等の義務を負わせること。
- (5) 受託者は、再委託又は再委任する者の行為について、連帯してその責任を負うものとする。

12 安全管理

受託者は、業務に当たり関係法令を遵守し、労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めること。また、業務に当たり、酸素欠乏危険箇所、薬液等の漏洩が予想される箇所、高所、地下、道路上での作業およびその他特に危険が予想される箇所では事故防止に努め、火気を使用する場合では、十分な防火措置を講じること。

13 作業時間

業務の作業時間は、原則、委託者の就業時間内とすること。また、時間外作業を行う場合は、事前に委託者の承諾を得ること。

14 点検整備用工具

保守点検用工具および作業用消耗品は、原則として受託者の負担で準備し、使用すること。

なお、測定計器については校正確認済みのものを使用すること。

15 点検整備作業用電力および点検整備作業用水

本業務の点検整備に伴い必要な作業用電力および作業用水は、原則として委託者より支給する。

16 工程等の打合せ

受託者は、委託者と工程等について事前に打合せをすること。

第2章 点検整備業務

1 点検対象設備

本業務の点検対象設備は、別紙1の表による。

2 委託業務の内容

本業務の内容は、別紙2について実施するものとする。

3 機器の補修

受託者は、点検整備作業による不良部品の交換又は特別の機材を必要とする補修等が発生した場合、その内容を監督員に報告すること。

4 設備の点検費用の分担

設備の保安に伴う費用の分担は、次のとおりとする。

- (1) 業務に必要な消耗材料等は受託者の負担とする。
- (2) 設備の劣化および不可抗力による破損については、委託者の負担とする。
- (3) 本業務の遂行に当たって、事故又は故意により本処理施設に損害を与えたときは、受託者の負担とする。

5 関係官庁等への提出書類および諸手続き

受託者は、監督員と協議の上、点検整備作業に必要な関係諸官公署および他企業への諸手続きを迅速かつ確実に行い、その経過について監督員に報告すること。また、必要に応じて法令に定める官庁検査に立会うものとする。

6 作業管理

業務を実施するに当たり、施設の運転等に支障がないように行うこと。

第3章 その他

- (1) 施工箇所において、本処理施設の破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて協議し定めるものとする。

農業集落排水処理施設装設備点検対象設備

名 称	型 式	単位	数量	備 考
下北手中央農業集落排水処理施設				
印字記録計	PM-e2-AA	台	1	愛知時計電機株式会社製
流入用電磁流量計	TAV100V-30	台	1	愛知時計電機株式会社製
返送汚泥用電磁流量計	TAV80V-30	台	1	愛知時計電機株式会社製
流量調整槽投げ込み式水位計	TD8600	台	1	株式会社ジェイテクト製
水位計用警報設定器	TU2110	台	1	株式会社ジェイテクト製
水位計用中継ボックス	TU1120DL	台	1	株式会社ジェイテクト製
上北手東部農業集落排水処理施設				
印字記録計	PM1500V2	台	1	愛知時計電機株式会社製
流入用電磁流量計	LF400	台	1	株式会社アクティオ製
雄和新波農業集落排水処理施設				
印字記録計	PM-e2-AB	台	1	愛知時計電機株式会社製
流入用電磁流量計	TAV80V-30UN	台	1	愛知時計電機株式会社製
雄和萱ヶ沢農業集落排水処理施設				
印字記録計	PM3500	台	1	愛知時計電機株式会社製
雄和向野農業集落排水処理施設				
印字記録計	PM-e2-AB	台	1	愛知時計電機株式会社製
雄和種平農業集落排水処理施設				
印字記録計	PM1000	台	1	愛知時計電機株式会社製
流量調整槽投げ込み式水位計	GMLP10	台	1	愛知時計電機株式会社製
流入ポンプ槽投げ込み式水位計	ML-122/MC-123	台	1	JFEアドバンテック株式会社製

※以下の機器は今年度更新予定のため、点検対象外とする。

- ・雄和萱ヶ沢農業集落排水処理施設：流入用電磁流量計
- ・雄和向野農業集落排水処理施設：流入用電磁流量計
- ・雄和種平農業集落排水処理施設：流入用電磁流量計

点検回数および業務内容

1 点検回数

1 回／年

2 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 印字記録計

ア 外観目視点検

イ 印字試験

ウ ループ試験

(2) 電磁流量計

ア 外観目視点検

イ 電圧・絶縁抵抗測定

ウ ゼロ点調整

エ 専用チェッカーによる動作試験および調整

(3) 流量調整槽水位計（下北手中央農業集落排水処理施設）

ア 外観目視点検

イ 水位計洗浄

ウ 受圧部点検

エ ゼロスパン動作確認

オ 警報設定器動作確認

(4) 流量調整槽水位計（雄和種平農業集落排水処理施設）

ア 外観目視点検

イ 水位計洗浄

ウ 動作試験

(5) 流入ポンプ槽水位計（雄和種平農業集落排水処理施設）

ア 外観目視点検

イ 水位計洗浄

ウ 差圧計と加圧ポンプによる入出力試験